

日本の国連外交

平成 2 7 年 2 月
国際連合日本政府代表部

目 次

1. 日本の国連外交 P. 1
2. 安保理改革 P. 4
3. 安保理非常任理事国選挙 P. 7
4. 我が国の国連分担率・分担金 P. 8
5. 国際機関における邦人職員増強の取組み P. 12
6. 国連PKO等への協力 P. 14
7. 人権分野での取組み P. 17
8. ポスト2015年開発アジェンダ P. 19

日本外交にとっての重要性

■我が国の重視する様々な課題に関し国連が果たす役割の重要性

- ・日本自身の安全保障、持続可能な成長のためにも、安定した国際環境の創出が不可欠。そのために、国連は様々な分野で重要な役割。
- ・環境・気候変動、核軍縮・不拡散、紛争解決や平和構築、人権、テロ、貧困、感染症などが、外交における主要課題として顕在化。
- ・北朝鮮の問題など我が国の安全保障にとり重大な問題についても、国連は重要な役割。

■国連の持つ正統性を最大限に活用

- ・人間の安全保障、防災、保健、アフリカへの支援等、日本の政策目標を実現する上で、普遍性（幅広い諸国の参加）、専門性（世界中の情報や知見の集約）に支えられた正統性（ソフトパワーの基盤）という国連の強みを、日本としても最大限に活用し、日本だけではできないことを実現。
- ・国際的ルールメイキングを主導する上でも、国連との連携が不可欠。2015年には、①ポスト2015年開発アジェンダ、②防災分野のポスト兵庫行動枠組み（同年、仙台市で第3回国連防災世界会議を開催）、③2020年以降の気候変動の国際枠組みが策定される。
- ・加盟国に対し法的拘束力のある制裁等の強制的な措置をとれるのは国連安保理のみ。

【参考：国連の沿革・概要】

■ 1945年10月発足（当初の加盟国数：51）。我が国は1956年12月18日に加盟（80番目の加盟国）。現在193カ国（直近は2011年7月の南スーダンの加盟）

■主要機関

総会，安全保障理事会，経済社会理事会，信託統治理事会，国際司法裁判所，事務局

■目的（国連憲章第1条）

- ・ 国際の平和及び安全を維持すること
- ・ 諸国間の友好関係を発展させること
- ・ ①経済的・社会的・文化的・人道的問題の解決，②人権及び基本的自由の尊重の助長奨励について，国際協力を達成すること

国連への関与を強化する具体的取組

■制度面

- ・ 21世紀にふさわしい効率的かつ効果的な国連の実現が喫緊の課題。
- ・ 安保理における、常任・非常任双方の議席拡大及び我が国の常任理事国入りを目指す。安保理改革に関する政府間交渉へ積極的に参加。
- ・ 人権理事会、平和構築委員会の設立など、2005年国連首脳会合「成果文書」の諸改革を通じ、国連の機能を強化。
 - 人権理事会：設立当初にメンバー。現在の任期は2015年12月まで。
 - 平和構築委員会：日本は設立当初からのメンバー。

■資金面

- ・ 予算の効率的活用と説明責任の確保 → 国連の行財政改革を進めつつ、財政上の義務（分担金）は誠実に履行。
- ・ ODA予算や任意拠出金の確保・活用 → 外交政策実現のために重要。

■人材・ポスト面

- ・ 国際機関選挙等を通じポストを獲得 → 日本外交にとって重要度の高い機関・ポストの特定及び獲得に向けた選挙戦略、人材育成の実施。
 - 例：天野 IAEA事務局長（2009年12月～）、関水IMO事務局長（2012年1月～）等。
- ・ 国際機関日本人職員の増強 → 日本は過少代表。JPO派遣や、国際機関職員候補者の発掘・育成を含めた中長期的な戦略を展開。

◆ 国連安保理 = 国連の最重要機関

➤ 国際の平和及び安全の維持に主要な責任を負い、全加盟国に対し、法的拘束力のある決定を行いうる唯一の機関。

◆ 安保理の正統性・信頼性・実効性への疑問

➤ 国連発足以降、国際社会の構図は大きく変化し、機能も多様化したが、安保理の構成はほとんど変化なし（正統性の欠如）。

➤ 安保理の信頼性、実効性の改善が急務（例：シリア情勢への対応）。

➤ 安保理改革は、最近の新興国の台頭も踏まえたグローバル・ガバナンス改革の一環。古くて新しい最も重要な課題の一つ。

◆ 日本は、これまで安保理で積極的に貢献（軍縮・不拡散、平和維持・平和構築、人間の安全保障等） = 21世紀の安全保障理事国に適任

◆ 安保理の意思決定プロセスに直接関与することは、国益を増進

北朝鮮の核実験・弾道ミサイル発射（2006年/09年）、対イラン制裁強化、韓国哨戒艦沈没（2010年）については、非常任理事国として関与。中でも、2009年の北朝鮮の二回目の核実験に対し、武器禁輸、貨物検査、金融措置や制裁委員会の強化（専門家パネルの設置）を含む安保理決議1874号が全会一致で採択される上で主導的役割を果たした。

2005年の取組

- ◆ G 4 決議案を作成，各国へ働きかけ（※ G 4：日本，ブラジル，ドイツ，インド）
- ◆ 拒否権付き常任理事国を求める A U（アフリカ連合），非常任理事国のみの拡大を主張するグループ（U F C：コンセンサスのための結集）も独自の決議案を提出。
- ◆ 米国（安保理の効率性を重視），中国（日本の常任入りに反対）は，G 4 決議案反対のグローバルな運動を展開。
- ◆ G 4 は大票田のアフリカとの決議案の一本化を追求するも，合意できず。
→ 必要な賛成票を得る見込みが立たず，G 4 決議案の採決を断念。

【参考】G4及びAU（アフリカ連合）決議案の比較

2005年のG4案	
常任理事国	現5 + 6 11カ国（アジア2，アフリカ2，ラ米1，東欧1）
非常任理事国	現10 + 4 14カ国（アジア1，アフリカ1，ラ米1，東欧1）
拒否権	新常任理事国は当面拒否権を行使しない

AU案	
常任理事国	現5 + 6 11カ国（アジア2，アフリカ2，ラ米1，東欧1）
非常任理事国	現10 + 5 15カ国（アジア1，アフリカ2，ラ米1，東欧1）
拒否権	新常任理事国にも付与

2009年以降の動き

＜国連での政府間交渉＞

- ◆ 2009年2月より政府間交渉を開始（議長：ラトレー・ジャマイカ常駐代表（昨秋に任命））
- ◆ 2012年7月、タニン議長はこれまでの政府間交渉を総括する書簡（①議長が「簡潔な作業文書」の作成，②安保理改革に関するハイレベル会合の開催を提案）を発出。
- ◆ 2013年9月からの第68回国会期において、アッシュ総会議長がアドバイザリー・グループを設置し、主要グループの立場をノンペーパーに取りまとめた。同会期の政府間交渉は2013年12月の第1回国会合を皮切りに計7回国会合が開催された。

＜日本及びG4の取組＞

- ◆ G4は、2010年9月、5年ぶりに外相会合を開催。その後、毎年開催。
- ◆ 2011年2月のG4外相会合での合意に基づき、双方拡大及び安保理作業方法改善からなる決議案（「短い決議案」）を作成し、各国へ働きかけ。同年9月の外相会合では、同決議案により改革の機運が高まったとの認識で一致したが、決議採択には至らず。
- ◆ TICADVの際に、日・アフリカ間で初となる首脳会合を実施（2013年6月3日）。
- ◆ 2014年9月のG4外相会合では、2015年までに具体的な成果を出すべく取組を強化する必要性を強調した。また、真のテキストに基づく交渉の中で、他の加盟国、特にアフリカ諸国と柔軟性の精神をもって緊密に協力していくことを確認。
- ◆ 2014年11月に、日カリコム外相会合を開催。安保理改革実現のため、双方の立場の収れんを目指して連携を強化していくことで一致。

1. 概要 ※日本は2009～10年までの間、10回目の非常任理事国を務めた。ブラジルと並んで最多回数。
 - ・投票日：2015年10月（予定）
 - ・改選議席：アジア・太平洋グループの改選議席1議席に日本が立候補しており、本年1月末に統一候補としてアジア・太平洋グループからエンドースを得た。
 - ・対抗馬の有無にかかわらず、当選には129ヶ国（国連加盟国の2／3）以上の賛成票が必要。
2. 支持獲得に向けた取組
 - （1）首脳・外相会談等の要人往来を活用した支持要請・獲得
 - （2）政務レベル・安保理選挙担当大使の派遣
 - （3）選挙当日に実際に投票する国連常駐代表を日本に招へいし、直接働きかけ
 - （4）あらゆる外交資源を最大限に活用した支持獲得（ODAや個別案件での協力を活用。国連の活動（特に平和・安全分野）への積極的貢献）

地域グループ	所属国数	議席数	備考
アジア・太平洋	54	2	毎年1議席が改選
アフリカ	54	3	奇数年に2議席、偶数年に1議席が改選
ラ米	33	2	毎年1議席が改選
西欧その他	29	2	偶数年に2議席が改選
東欧	23	1	奇数年に1議席が改選

1. 我が国の国連分担率

■ 2012年の分担率交渉の結果、我が国の2013－15年の国連通常予算分担率は10.833%となった（加盟国中第2位（第1位は米国の22%））。

■ 過去3年間（2010－12年）の分担率（12.530%）より1.697ポイント減。

2. 我が国の国連分担金額 （暦年の要請額ベース）

■ 2014年に割り当てられた我が国の通常予算分担金額は約2.77億ドル（2013年は約2.76億ドル）。

■ 2013年に割り当てられた我が国のPKO予算分担金額は約11.30億ドル（2011年は約6.08億ドル）。

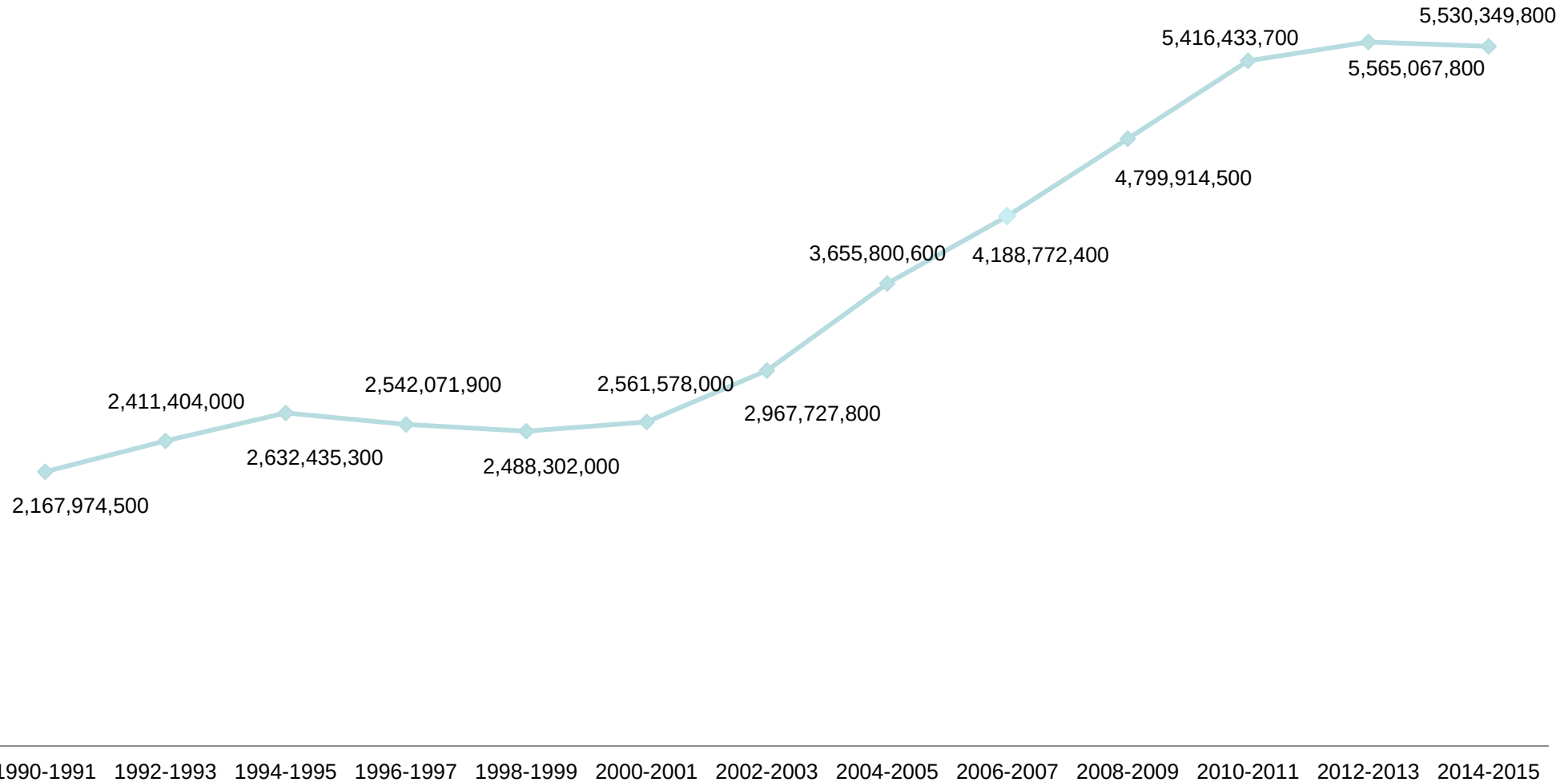
【参考】主要国の国連通常予算分担比率

順位※	国名	2010－12年	2013－15年	増減ポイント
1	米国	22.000%	22.000%	±0%
2	日本	12.530%	10.833%	-1.697%
3	ドイツ	8.018%	7.141%	-0.877%
4	フランス	6.123%	5.593%	-0.530%
5	英国	6.604%	5.179%	-1.425%
6	中国	3.189%	5.148%	+1.959%
7	イタリア	4.999%	4.448%	-0.551%
8	カナダ	3.207%	2.984%	-0.223%
9	スペイン	3.177%	2.973%	-0.204%
10	ブラジル	1.611%	2.934%	+1.323%
11	ロシア	1.602%	2.438%	+0.836%

※2013－15年の順位を記している。

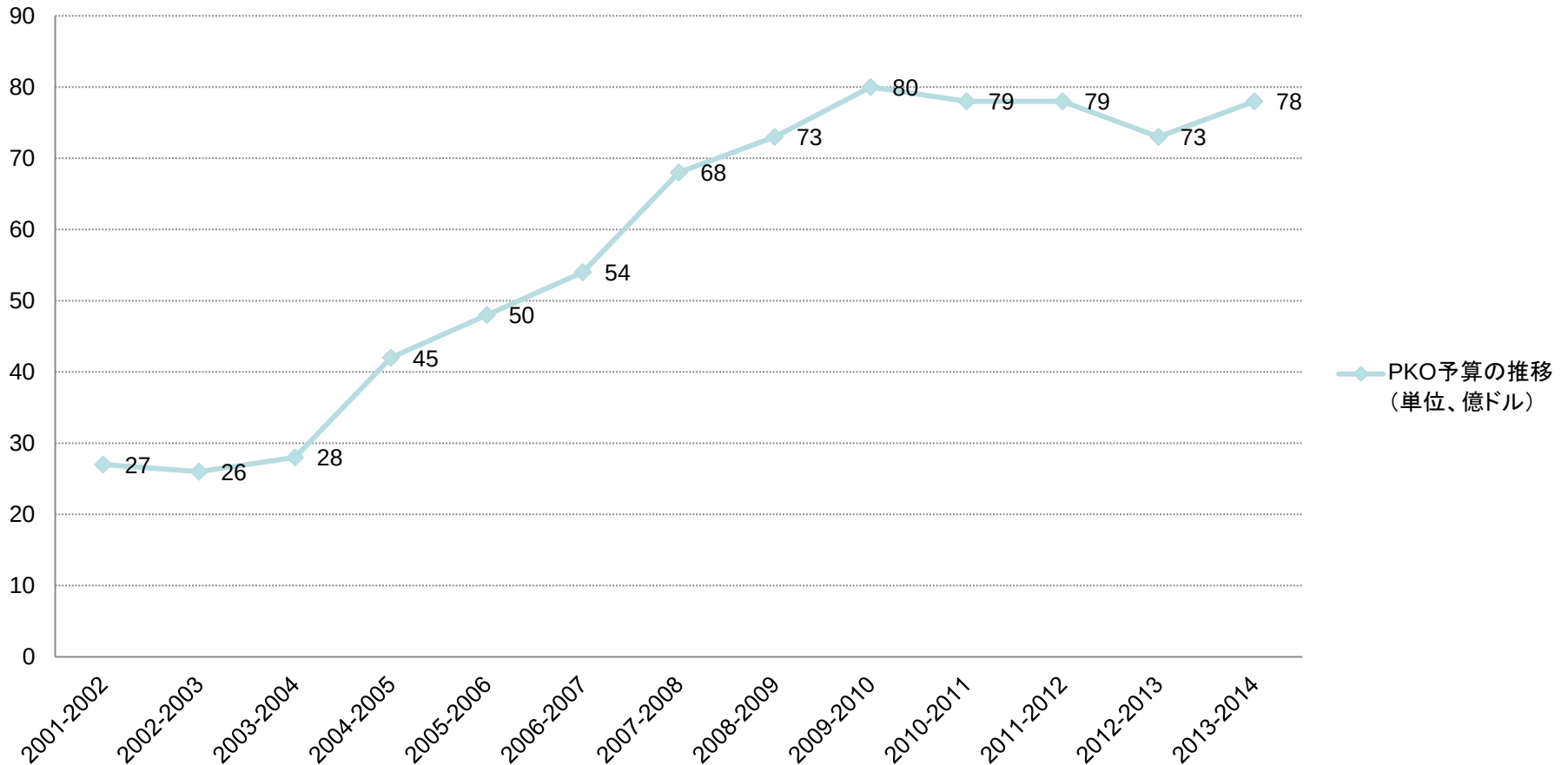
国連通常予算(2カ年予算)の推移

* 単位は米ドル、2014-15年以外は最終予算額



PKO予算の推移 (単位、億ドル)

単位
(億ドル)

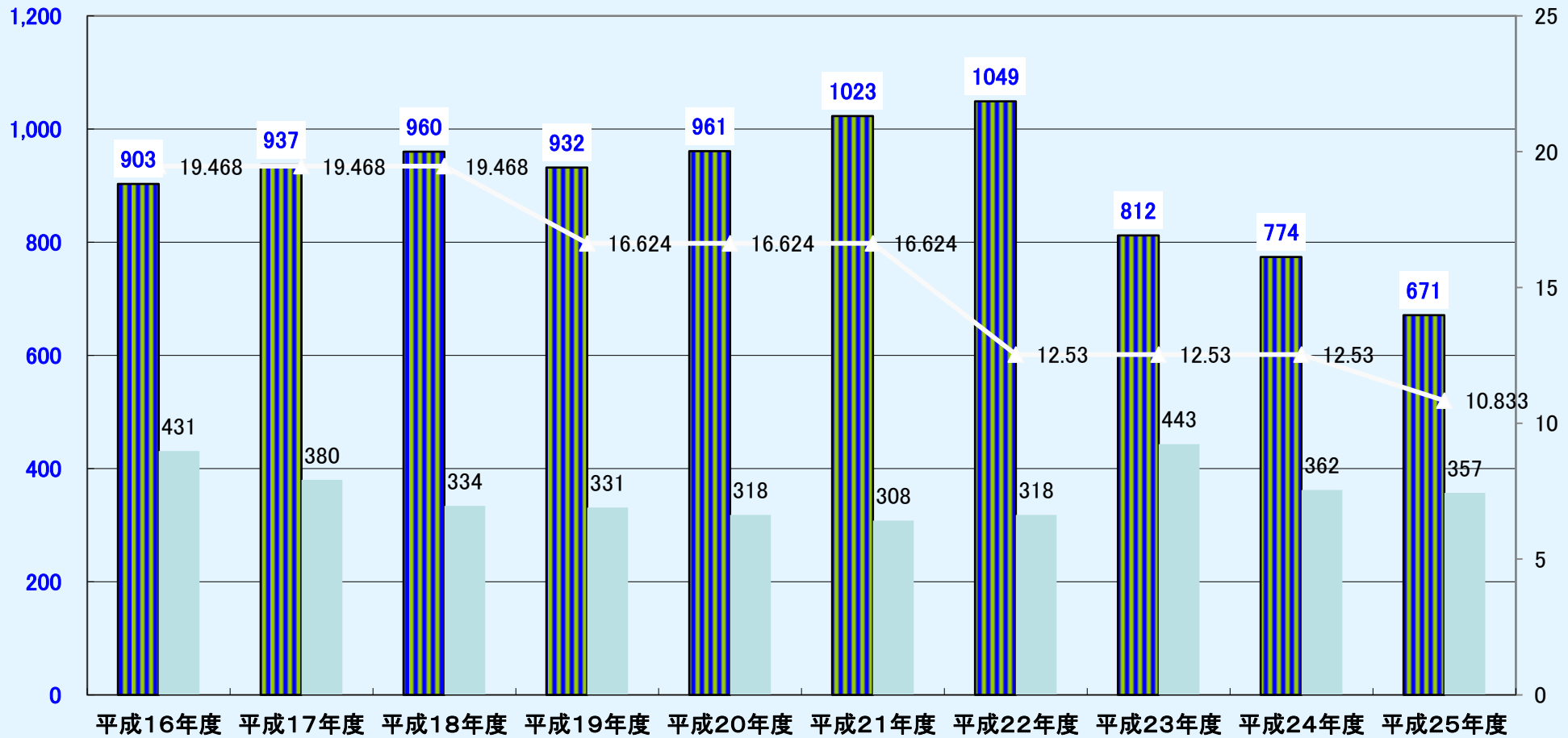


(参考) 外務省の国連分担金・拠出金予算の推移 P.11

外務省の分担金・拠出金予算の推移

外務省予算
(億円)

分担金・義務的拠出金(億円)
 任意拠出金 (億円)
 国連分担率



若手邦人の 国際機関への送り込み

JPO (Junior Professional Officer) 派遣制度

対象者：国際機関に勤務を希望する若手邦人

期間：原則2年

目的：
日本国政府（外務省）の経費負担により、若手邦人を国際機関に派遣し、勤務経験を積む機会を提供することにより正規職員への途を開く。
(注：派遣終了後は各自が応募して正規ポストを獲得する必要がある。)

広報活動、 応募・選考支援

広報活動

- 国際機関人事センターウェブサイトの活用
- メーリングリストによる新たな空席情報、イベント情報等の提供
- 大学、シンポジウム、セミナー等での国際機関就職ガイダンスの実施

応募・選考支援

- 空席情報の収集・提供
- ロスター登録制度（現在約1,300名が登録）の一層の活用
- キャリアデザイン等についてのアドバイス

潜在的候補者の 発掘・育成

国際機関向け 人材発掘・育成事業

対象者：主に社会人で修士課程を取得又は取得予定の邦人

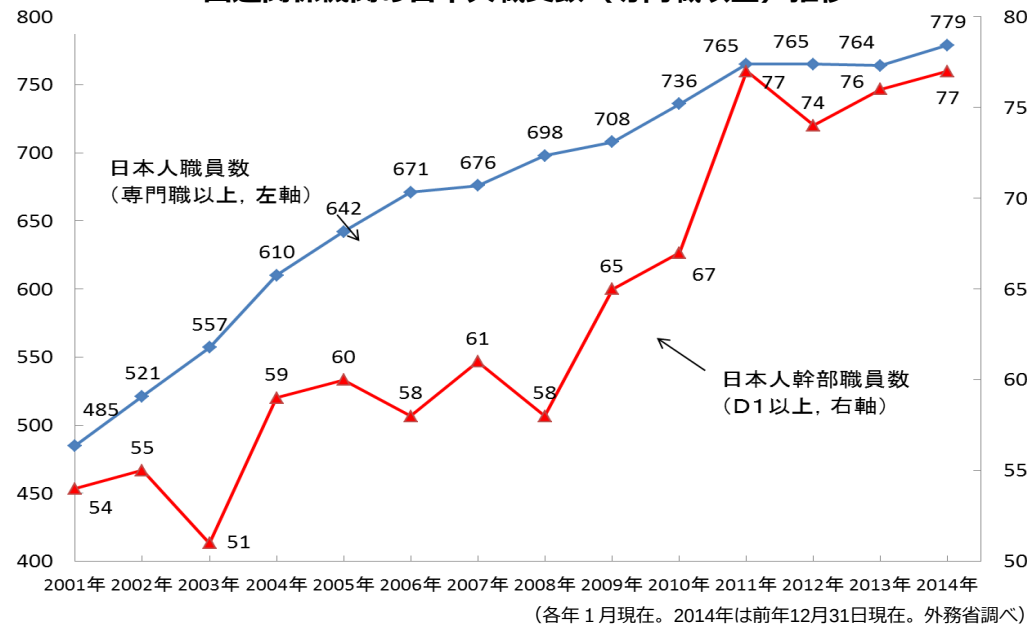
期間：約3ヶ月

目的：
国際機関職員となりうる人材の裾野を広げる（＝発掘）とともに、面接・筆記試験等の国際機関採用試験の対策講座を実施（＝育成）し、国際機関で勤務するにあたって必要な能力を高め、国際機関での邦人職員増強につなげる。

国際機関に対する邦人の採用・邦人職員の昇進に向けた働きかけの実施

(例：要人往来の機会における国際機関の長・幹部への働きかけ、在外公館を通じた関係者への働きかけ)

国連関係機関の日本人職員数（専門職以上）推移



国連関連機関における日本人職員数（専門職以上）の推移

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
国連事務局	109	112	114	117	129	132	136	140	151	158	160	159	156	157
UNICEF	29	32	39	43	45	50	45	62	65	67	69	69	71	71
UNDP	20	30	36	37	40	44	46	47	51	59	73	71	69	69
UNHCR	47	49	51	52	51	53	61	60	59	57	58	58	59	58
UNESCO	35	39	45	46	55	54	57	61	59	59	60	58	53	50
IAEA	37	37	36	40	41	40	41	41	42	42	43	41	42	40
FAO	31	27	31	40	42	46	42	36	36	39	40	45	41	42
WHO	42	44	43	48	46	47	44	42	39	39	44	41	41	42
WFP	12	15	20	21	27	33	37	35	33	41	39	39	39	43
ILO	30	38	37	44	43	44	44	45	43	43	38	38	39	39
国連関係機関	485	521	557	610	642	671	676	698	708	736	765	765	764	779
女性割合	43.5%	45.7%	47.6%	49.5%	49.5%	52.5%	54.4%	56.4%	57.3%	57.3%	55.9%	55.8%	57.9%	58.4%
女性数	211	238	265	302	318	352	368	394	406	422	428	427	442	455

（各年1月現在。2014年は前年12月31日現在。外務省調べ。）

国連事務局における「望ましい職員数」及び職員数

順位	国名	職員数	女性職員数（内数）	女性職員割合	望ましい職員数 下限～（中位点）～上限
1	米国	355	184	51.8%	373 ～ （439） ～ 504
2	英国	141	56	39.7%	92 ～ （109） ～ 125
2	フランス	141	74	52.5%	99 ～ （117） ～ 134
4	ドイツ	129	65	50.4%	125 ～ （147） ～ 169
4	イタリア	129	62	48.1%	80 ～ （95） ～ 109
6	カナダ	89	46	51.7%	56 ～ （66） ～ 75
7	日本	83	53	63.9%	186 ～ （219） ～ 252
8	中国	71	34	47.9%	119 ～ （140） ～ 161
9	スペイン	66	27	40.9%	56 ～ （66） ～ 75
10	メキシコ	54	22	40.7%	39 ～ （46） ～ 53
その他		1,643	681	41.4%	
合計		2,901	1,304	45.0%	

（2014.6.30現在）（出典：国連資料（A/69/292））

（注）本表中の「職員数」は、地理的配分の原則が適用されるポストに勤務する職員数であり、全体の職員数ではない。（総職員数の内の一部の職員）

主要国際機関の日本人職員数（専門職以上）

	USG	ASG	D2	D1	PLEVEL	合計
UN （平成25年12月現在）	1/138 （0.72%）		4/171 （2.34%）	12/506 （2.37%）	140/9,692 （1.44%）	157/10,507 （1.49%）
UNDP （平成25年12月現在）	0/2 （0.00%）	0/9 （0.00%）	2/76 （2.63%）	10/287 （3.48%）	57/2,355 （2.42%）	69/2,729 （2.53%）
UNHCR （平成26年7月現在）	0/1 （0.00%）	0/3 （0.00%）	1/30 （3.33%）	2/83 （2.40%）	60/2,265 （2.65%）	63/2,382 （2.64%）
WFP （平成26年10月現在）	0/1 （0.00%）	0/5 （0.00%）	0/39 （0.00%）	2/109 （1.83%）	36/1,208 （2.98%）	38/1,362 （2.79%）
UNICEF （平成26年12月現在）	0/5 （0.00%）		1/38 （2.63%）	3/96 （3.13%）	70/3,205 （2.18%）	74/3,344 （2.21%）

（出典：各機関の資料）

（注）上段は（日本人職員数）/（全職員数）。下段（ ）内は日本人職員数の割合。

6. 国連P K O等への協力（1）

P.14

冷戦時、国連憲章が予定したいわゆる集団安全保障は十全に機能せず。

➡ 国連は、停戦状態にある紛争地域における平和維持の手段として、平和維持活動（P K O）を展開。（国連憲章上で規定された活動ではなく、国連の慣行から生まれた活動。）

国連P K Oの変遷

国連の統括の下、国連加盟国が任意で派遣する要員及び義務的に拠出するPKO分担金を得て活動。確たる定義は無く、弾力的に派遣や任務が定まり、今なお発展し続ける概念。

伝統的なP K O： 国連が紛争当事者間に立って、停戦や軍の撤退の監視等を行うことにより事態の沈静化や紛争の再発防止を図り、紛争当事者による対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした軍事的活動。

（例：国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）、国連キプロス平和維持隊（UNFYCIP）、国連インド・パキスタン軍事監視団（UNMOGIP）等）

冷戦終結後： 国際社会が対応を迫られる紛争が、国家間の紛争から国内における紛争又は両者の混合型に変化。



複合型P K O： 平和維持及び平和構築に相互補完的に取り組む。軍事・警察・文民の要素を組み合わせ、①停戦監視、②平和構築活動（※）の促進、③人道支援や経済社会開発主体との調整、④文民の保護といった分野で活動。

（例：国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）、国連コートジボワール活動（UNOCI）、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）等）

※平和構築活動：元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）、地雷対策、治安部門改革（SSR）その他の法の支配関連活動、人権の保護と促進、選挙支援、統治機能の回復と拡充への支援



パトロールの様子
（UNDOF：ゴラン高原）



停戦監視ポスト
（UNDOF：ゴラン高原）



道路整備（日本隊）
（UNMISS：南スーダン）



軍事連絡要員（日本隊）
（UNMIT：東ティモール）



警察官の訓練



元兵士の武装解除
（MINUSTAH：ハイチ）（UNOCI：コートジボワール）

6. 国連P K O等への協力（2）

P.15

我が国の取組

国際情勢

冷戦終結

1990年8月 湾岸戦争

民族的・宗教的対立による内戦・テロ多発

(例)・ルワンダ内戦

・ボスニア紛争

・コソボ紛争

・東ティモール紛争

2001年、同時多発テロ
→有志国によるテロとの闘い

P K Oの任務の多様化
(平和構築分野へと拡大)

国際平和協力法（P K O法）

1990年10月、国連平和協力法案
提出(廃案)

1990年11月、自公民三党合意

1992年、国際平和協力法施行
(多国籍軍への協力は除外。
伝統的なP K Oへの協力が中心)

1998年、国際平和協力法改正
(部隊派遣自衛官の武器使用を原則として
上官の命令によるものとする等)

2001年、国際平和協力法改正
(①PKF本体業務(注)凍結解除、
②自己保存のための自然的権利に基づく
武器の使用の防護対象を拡大)

(注)PKF(平和維持隊)本体業務
P K O法3条3号イからへに規定された停戦の
監視等(停戦合意の遵守の確保、緩衝地帯に
おける駐留等)

P K O法に基づく主な協力実績

13ミッションにのべ9000人以上
(自衛官、警察官、文民)を派遣。

カンボジア(UNTAC)
(施設部隊、文民警察要員等)

モザンビーク(ONUMOZ)
(輸送調整部隊等)

ルワンダ難民救援
(難民救援隊等)

ゴラン高原(UNDOF)
(輸送部隊等)

東ティモール(UNAMET, UNTAET, UNMISSET, UNMIT)
(文民警察要員、避難民救援空輸隊、派遣施設群、司令部要員、
選挙監視要員、軍事連絡要員)

アフガニスタン難民救援
(難民救援輸送隊)

イラク難民・被災民救援
(難民・被災民救援空輸隊)

ネパール(UNMIN)
(軍事監視要員)

スーダン(UNMIS)
(司令部要員)

ハイチ(MINUSTAH)
(施設部隊等)

南スーダン(UNMISS)
(施設部隊等)

※枠内オレンジ色は現在派遣中。

✓我が国の国連P K Oへの人的貢献は、国際社会からおしなべて高い評価。

✓中・長期的な外交努力や経済協力といった取組を伴う場合、より一層高い評価。

(※)ハイチや南スーダンでは二国間O D Aや国際機関への拠出金を通じた支援事業と連携して自衛隊施設部隊が活動。

✓約81%の国民が国連P K Oへの参加を支持(内閣府：平成26年度外交に関する世論調査)。

(参考) 国連P K Oの展開状況

P.16

(※) 我が国はPKO法に基づきUNMISS（南スーダン）に353名の要員を派遣中。ただし、右我が国要員のうち、国連によって経費が賄われない要員は、国連統計上の要員数に含まれない。

現在のミッション数：16

警察要員：12,436
軍事要員：91,362
(日本：271)
文民要員等：18,931

合計：122,729

3,035 12,834 4,191

ダルフール国連・A U合同ミッション(UNAMID) 2007.7～

1,033 8,461 1,101

国連マリ多面的統合安定化ミッション(MINUSMA) 2013.4～

5 220 264

国連西サハラ住民投票監視団(MINURSO) 1991.4～

2,256 4,957 1,642

国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH) 2004. 6～

1,417 4,421 1,447

国連リベリアミッション(UNMIL) 2003.10～

1,367 6,266 1,188

国連コートジボワール活動(UNOCI) 2004.4～

1,125 7,560 298

国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション (MINUSCA)2014.4～

23 4,043 214

国連アビエ暫定治安部隊(UNISFA) 2011.6～

1,083 19,953 4,136

国連コンゴ（民）安定化ミッション (MONUSCO) 2010.7～

1,018 10,415(271) 2,617

国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) 2011.7～



8 8 350

国連コソボ暫定行政ミッション(UNMIK) 1999.6～

66 858 148

国連キプロス平和維持隊(UNFICYP) 1964.3～

0 10,238 885

国連レバノン暫定隊(UNIFIL) 1978.3～

0 930 160

国連兵力引き離し監視隊(UNDOF) 1974.5～

0 43 69

国連インド・パキスタン軍事監視団(UNMOGIP) 1949.1～

0 155 221

国連休戦監視機構(UNTSO) 1948.6～

左の数字：警察要員

中央の数字：軍事要員

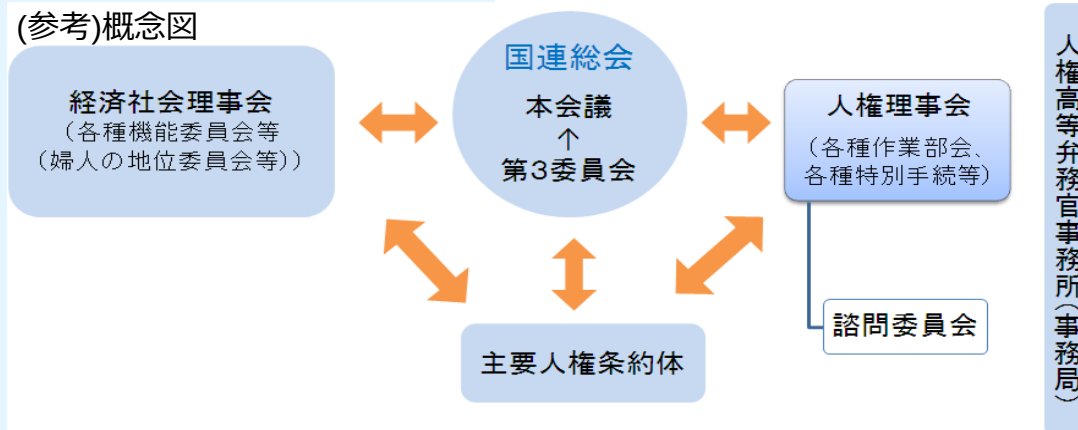
右の数字：文民要員等

は、日本がPKO法に基づき要員を派遣中のミッション。()内は派遣人数(国連統計)。

人権フォーラムにおける決議の採択

- 国連の人権フォーラムでは、毎年数多くの決議を採択。
- これらの決議は、安全保障理事会の決議等とは異なり拘束力はないものの、世界の人権問題に対する国際社会の意思形成、相互監視、規範構築の手段として、人権の保護・促進において重要な役割。

(参考)概念図



北朝鮮人権状況決議 (日本提出)

- 我が国及びEUは、毎年、国連人権理事会及び国連総会に北朝鮮人権状況決議を提出。
 - ①人権理事会 (7年連続7回採択) : 2013年には、北朝鮮における人権に関する国連調査委員会 (COI) を設置することを含む決議が採択された。COIが2014年2月に公表した報告書は、拉致問題を含む北朝鮮における深刻な人権侵害を「人道に対する罪」とし、北朝鮮に具体的な取組を勧告するとともに、国際社会や国連にもさらなる行動を求める内容。同報告書を受け、2014年3月にはこれまで以上に強い内容の決議が採択された。
 - ②国連総会 (10年連続10回採択) : 2014年に採択された決議は、「人道に対する罪」に言及し、安保理に対し、北朝鮮の人権状況の国際刑事裁判所 (ICC) への付託の検討を含む、適切な行動をとることを促している。

人種差別撤廃条約	女子差別撤廃条約	拷問等禁止条約	児童の権利条約	障害者権利条約	強制失踪条約
1965採択 1969発効 1995加入	1979採択 1981発効 1985批准	1984採択 1987発効 1999加入	1989採択 1990発効 1994批准	2006採択 2008発効 2014批准	2006採択 2010発効 2009批准
	調査制度 選択議定書 2002採択 2006発効 未締結		個人通報 制度 選択議定書 1999採択 2000発効 未締結	個人通報 制度 選択議定書 2011採択 2014発効 未締結 武力紛争 選択議定書 2000採択 2002発効 2004批准 児童ポルノ 選択議定書 2000採択 2002発効 2005批准	個人通報 制度 選択議定書 2006採択 2008発効 未締結

締約国は各条約の義務履行状況につき数年毎に報告を提出、条約委員会が審査を行い勧告を発出。

市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)

1966採択
1976発効
1979批准

第一選択議定書
(個人通報制度)
1966採択
1976発効, 未締結

第二選択議定書
(死刑廃止)
1989採択
1991発効, 未締結

経済的, 社会的及び文化的権利に関する
国際規約(社会権規約)

1966採択
1976発効
1979批准

選択議定書
(個人通報制度)
2008採択
2013発効, 未締結

国際人権規約

1. ミレニアム開発目標（MDGs）

- 「国連ミレニアム宣言」などを基に、2001年に策定された2015年までの国際開発目標
- 明快・期限付の数値目標。
 - 目標1： 極度の貧困と飢餓の撲滅
 - 目標2： 初等教育の完全普及の達成
 - 目標3： ジェンダー平等推進と女性の地位向上
 - 目標4： 乳幼児死亡率の削減
 - 目標5： 妊産婦の健康の改善
 - 目標6： HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病のまん延の防止
 - 目標7： 環境の持続可能性確保
 - 目標8： 開発のためのグローバルなパートナーシップの推進
- 一定の成果。しかし、引き続き課題は大きい。
 - 特に教育・母子保健・衛生などは、現状では達成困難。
 - 地域ではサハラ以南のアフリカ、南アジア、オセアニア（島嶼国）で達成に遅れ。
- 新たな課題への対応も必要に。
 - 国内格差の拡大（MDGsはマクロ指標）
 - 持続可能な開発の必要性（リオ+20）など

➡ 2015年より先の開発目標（ポスト2015年開発アジェンダ）に向けた議論が本格化

2. ポスト2015年開発アジェンダの主要課題

◆ MDGsで残された課題に引き続き取り組み、新たな課題に対処。

- **地域格差**, **国内格差の拡大**に目を向ける。
- **人間の安全保障**の理念に立脚すべき。

➡ 包摂性(inclusiveness), 持続可能性(sustainability), 強靱性(resilience)を重視。

◆ 人間の安全保障の実現に資する個別分野を特に重視。

- **ジェンダー平等**と**女性の能力強化**の推進。
- 脆弱な個人を直撃し、開発の成果を水泡に帰させかねない自然災害に対処する, **防災**。
- 全ての人が基礎的保健医療サービスを受けられる, **ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)**。

➡ 日本の知見を世界に共有。

◆ 成長・雇用に光を当てる。

- **質の高い成長**(**包摂的成長**, **グリーン成長**)を目指す。
- 持続可能な産業に資し、雇用を創出する強靱な**インフラ**

➡ 日本の技術の活用。

◆ 平和な社会と良いガバナンスの促進。

- **法の支配**の促進と**効果的な機構**の整備。

➡ 日本の重視する概念の普及・発信。

◆ 新たなグローバル・パートナーシップの確立。

- **透明性**の確保と進捗のモニタリング。
- **民間セクター**の関与と**新興国**, **NGO**などの役割。

➡ 全てのステークホルダーが協力。

2016年～

ポスト2015年開発アジェンダ

2015年9月

首脳会議
国連総会決議

2015年7月13～16日

第3回開発資金
国際会議

※ポスト2015と密接に関係

加盟国間の交渉

2015年1月

2014年12月まで

事務総長
統合報告書

2014年9月

総会議長主催ハイレベルイベント
(ストックテイキング)

2014年8月

ファイナ
ンス
報告書

2014年7月

SDGs
報告書

2014年

総会議長主催
テーマ別討論 (各3回)
ハイレベルイベント (各3回)

2002年3月

第1回開発資金
国際会議
(モンテレイ)

2013年8月～
2014年8月

ファイナンス委員会

持続可能な開発のための
ファイナンス戦略に関
する政府間委員会

2013年3月～
2014年7月

SDGs OWG

持続可能な開発目標
に関する政府間
オープンワーキンググループ

2013年9月

国連総会MDGs
特別イベント

2013年8月

事務総長
報告書

2013年5月

ハイレベルパネル報告書

2012年6月

リオ+20